

4 令和5年度制度改正に伴う対応について

(障害児通所支援事業)

①安全計画の策定等 → 対象：全サービス

【令和5年4月1日施行】

①安全計画の策定

- 設備の安全点検
- 従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導
- 従業者の研修及び訓練
- その他事業所における安全に関する事項

②従業者に対する周知及び研修・訓練の定期的な実施

③保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知

④定期的な安全計画の見直し・必要に応じた変更

経過措置 令和6年3月末までは努力義務

4 令和5年度制度改正に伴う対応について

(障害児通所支援事業)

- ②自動車を運行する場合の所在の確認➡対象：①全サービス
②児童発達支援・放課後等デイサービス

【令和5年4月1日施行】

①自動車を運行する場合の所在の確認

障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときは、障害児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。
※通所だけではなく、所外活動等を含む障害児が乗降するすべての機会が必要

②自動車を運行する場合の安全装置の装備

障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（安全装置）を備え、これを用いて①の所在確認（障害児の降車の際に限る）を行うこと。

※2列以下の自動車を除くすべての自動車が原則として義務付けの対象

※安全装置の装備が困難な場合は令和6年3月31日までの間、代替的措置による所在確認により備えないことができる。（可能な限り令和5年6月末までの導入に努めること）

詳細は以下通知参照

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）

（令和4年12月28日 子発1228第1号・障発1228第4号）